

	日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作、発信等する取組を支援	3	放送コンテンツ海外売上高 ＜アウトカム指標＞	571億円	令和2年度	対令和2年度で1.5倍	令和7年度	「令和7年度(2025年度)までに海外売上高を1.5倍(対令和2年度(2020年度)比)に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツの海外売上高の増加に寄与する。	「令和7年度(2025年度)までに海外売上高を1.5倍(対令和2年度(2020年度)比)に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツの海外売上高の増加に寄与する。	「令和7年度(2025年度)までに海外売上高を1.5倍(対令和2年度(2020年度)比)に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツの海外売上高の増加に寄与する。	放送コンテンツの海外展開には、日本の魅力の発信を通じ、日本の地域産品・サービスの輸出拡大や訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果があり、「クールジャパン戦略」等の政府戦略にも大きく貢献するものである。 海外のメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施することにより、日本の放送事業者等と海外の放送事業者等との関係構築や、海外で受容される放送コンテンツの制作についてのノウハウの蓄積等を図り、放送コンテンツの海外売上高の増加に寄与する。 (これまでの実績) 令和2年度 571億円(基準年度)
								-	-	-	
ICTによる社会課題の解決を推進すること	テレワークの推進等により、地方創生や働き方改革を実現するため、周知・広報等を実施	4	(1)テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 ＜アウトカム指標＞	(1)令和3年時点調査の通信利用動向調査(令和4年5月)の結果を踏まえて、必要な見直しを行う。 (2)令和3年時点の結果を踏まえて、必要な見直しを行う。	(1)- (2)-	(1)令和3年時点調査の通信利用動向調査(令和4年5月)の結果を踏まえて、必要な見直しを行う。 (2)令和3年時点の結果を踏まえて、必要な見直しを行う。	-	(1)- (2)-	(1)- (2)-	-	新型コロナウイルス感染症対策や若者、女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのICTサービスを利用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方が選択できる社会の実現が求められている。 この現状を踏まえて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)において、働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症対策への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されており、当初の目標であった、2020年までに34.5%(1)、15.4%(2)が達成された。しかしながら、一過性のものとならないために引き続き計測が必要と思われるため、令和3年時点調査の通信利用動向調査(令和4年5月)の結果を踏まえ、導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を指標として、令和4年度中に目標数値の必要な見直しを行う。 【参考】 ・令和2年度結果 (1)47.5% (2)19.7%

ICT利活用のための環境整備を実施すること	障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、情報バリアフリー環境を整備	5	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業で3年以上前に終了した案件の事業化率 ＜アウトカム指標＞	平成29年度までの案件の事業化率：58.3% (対象助成件数12件)	令和3年度	令和6年度までの案件の事業化率：50%	令和6年度	平成30年度までの案件の事業化率：50%	令和元年度までの案件の事業化率：50%	令和2年度までの案件の事業化率：50%	ICTの進展は、日常生活を始めとする多くの場面において様々な恩恵をもたらしている一方、障害や年齢等により、その恩恵を十分に享受できていない者も多く存在している。 このようなデジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる社会の実現が求められており、「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月30日閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として情報アクセシビリティの向上が掲げられているところ。 具体的には、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進するための助成を実施し、その助成終了3年経過時の事業化率を指標とすることで、助成の成果を評価する。 本事業は、早期の事業化が困難な先進的な研究開発に対する助成も年度によってはあるところ、直近の事業化率は58.3%であるが、過去平成26年度までの案件の事業化率は33.3%であることも踏まえ、目標値は50%に設定している。
				—	—	—					
		6	デジタル活用支援推進事業における講習会の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞	2,000箇所	令和3年度	3,000箇所	令和4年度	3,000箇所	—	—	新型コロナウイルス感染症拡大により、「人と接触を避ける」オンラインでのサービスの利用拡大が求められている一方、高齢者はデジタル活用に不安のある方が多く、また、「電子申請ができること自体を知らない」等の理由によりオンラインによる行政手続等の利用が進んでいない。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)で掲げられている「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指し、デジタル格差の解消のため、民間企業や地方公共団体などと連携し、デジタル活用に不安のある方々に向けて、オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法などデジタル活用に関する助言・相談等の対応支援を行う講習会を実施している。 このため講習会の実施箇所数を指標とし、前年度の実績等を踏まえながら目標数値の設定及び必要な見直しを行う。
								—	—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	地域情報化の推進(本省)(平成20年度)		※5		1	※5	0067
(2)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業(平成13年度)		※5		1.5	※5	0068
(3)	字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進(平成9年度)		※5		-	※5	0069
(4)	全省庁的統一資格審査実施経費(平成13年度)		※5		1	※5	0070
(5)	電気通信行政情報システムの維持運用(昭和49年度)		※5		1	※5	0071
(6)	情報通信政策のための総合的な調査研究(昭和60年度)		※5		1.2	※5	0072
(7)	ICTリテラシー向上の総合的な推進に関する調査研究(平成16年度)		※5		1	※5	0073
(8)	地域情報化の推進(地方)(平成18年度)		※5		1	※5	0074
(9)	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業(平成26年度)		※5		1	※5	0075
(10)	地域防災等のためのG空間情報の利活用推進(平成28年度)		※5		4	※5	0076
(11)	ICT基盤高度化事業(平成28年度)		※5		-	※5	0077
(12)	放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業(平成30年度)		※5		3	※5	0078
(13)	情報信託機能活用促進事業(平成30年度)		※5		-	※5	0079
(14)	モバイル決済モデル推進事業(平成30年度)		※5		-	※5	0080
(15)	テレワーク普及展開推進事業(平成31年度)		※5		1.4	※5	0081
(16)	AIネットワークにおけるデータ利活用の促進に関する調査研究(令和元年)		※5		1	※5	0082
(17)	サイバーセキュリティ情報共有推進事業(令和元年)		※5		-	※5	0083
(18)	高度映像配信プラットフォームに関する実証(令和元年度)		※5		-	※5	0084
(19)	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和元年度)		※5		1	※5	0085
(20)	国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開(令和2年度)		※5		3	※5	0086

(21)	ネット同時配信時代におけるコンテンツ権利処理円滑化事業(令和2年度)		※5	-	※5	0087
(22)	サイバーセキュリティ政策に関する調査研究(令和2年度)		※5	-	※5	0088
(23)	デジタル活用共生社会推進事業(令和2年度)		※5	1	※5	0089
(24)	インターネットトラフィック流通効率化等促進事業(令和2年度)		※5	-	※5	0090
(25)	先進的仮想化ネットワークの基盤技術の研究開発(令和2年度)		※5	-	※5	0091
(26)	マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等の実現に向けた実証等(令和2年度)		※5	-	※5	0092
(27)	デジタル活用環境構築推進事業 デジタル活用支援推進事業(令和2年度)		※5	1.6	※5	0093
(28)	放送コンテンツを活用した海外への情報発信事業(令和2年度)		※5	3	※5	0094
(29)	放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究(令和3年度)		※5	-	※5	0095
(30)	インターネットトラフィック流通効率化等促進事業(令和3年度)		※5	-	※5	0096
(31)	サイバー攻撃インフラ検知等の積極的セキュリティ対策総合実証(令和3年度)		※5	-	※5	0097
(32)	デジタル教育プラットフォーム活用支援事業(令和3年度)		※5	-	※5	0098
(33)	地域セキュリティコミュニティ強化支援事業(令和4年度)		※5	-	※5	新22-0004
(34)	被災地域情報化推進事業(平成24年度)(復興庁からの移替え)		※6	1	※6	2022-復興-21-0017
(35)	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年)	-	-	-	-	電子署名に関し、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、当該法第4条に基づき、安全性等に関する一定の基準に適合した特定認証業務の認定を実施
(36)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年)	-	-	-	5	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることに鑑み、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資する。 当該法第4条に基づき、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、その経費の2分の1を上限に助成を実施
(37)	特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年)	-	-	-	1	社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることに鑑み、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。
(38)	国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成28年改正)	-	-	-	-	国立研究開発法人情報通信研究機構法を改正し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の業務の範囲に、「サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練」を追加(平成28年4月20日成立、同5月31日施行) NICTが有するサイバーセキュリティに関する技術的知見及び演習基盤を活用して、国の行政機関や重要インフラ事業者等を対象として、効果的な演習を実施する。
(39)	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減(登録免許税)(平成26年度)	-	-	-	1	事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業又は事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等について、登録免許税の軽減

(40)	中小企業投資促進税制(所得税及び法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ)。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。
(41)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税及び法人税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。
(42)	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業振興地域として定められた地区において、工業用機械等の取得をして電気通信業等の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%(建物等については8%)の法人税額控除
(43)	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業特別地区として定められた地区において新設された法人のうち認定を受けた法人について、設立後10年間、40%の所得控除
(44)	エンジェル税制(所得税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(45)	中小企業投資促進税制(法人住民税及び事業税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ)。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。
(46)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(個人住民税、法人住民税及び事業税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。
(47)	沖縄情報通信産業振興税制(事業所税及び減収補填措置)(平成10年度)	-	-	-	1	(1)1千万円以上の機械等及び1億円以上の建物等に係る情報通信産業等の事業の用に供する施設を新増築した場合に事業所税(資産割)課税標準を2分の1とする。 (2)事業の用に供する設備・不動産を新増設した者について、地方公共団体が事業税等を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填
(48)	エンジェル税制(個人住民税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(49)	コンテンツ海外展開等促進基金(平成24年度)	-	-	-	3	①ローカライズ支援 経済産業省と総務省で共同で、公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施する。 対象者:民間企業 ②プロモーション支援 経済産業省が、公募により選定する法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つプロモーションにつき、その活動費の一部を補助する。 対象者:民間企業 【成果指標(アウトカム)】 ・本施策のローカライズ支援を受けたコンテンツの量(時間)/本施策の支援を受けたプロモーション件数 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業者への交付決定額 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施することにより、日本の放送コンテンツの海外への販売を促進し、新たな市場を開拓するとともに、放送コンテンツ関連海外市場売上高の増加に寄与する。
(50)	中小企業経営強化税制(所得税、法人税)(平成29年度)	-	-	-	1	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。 (注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型]生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型]収益力強化設備(投資収益率が年平均5%以上) [C類型]デジタル化設備(可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当) [D類型]経営資源集約化に資する設備(修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上)

(51)	中小企業経営強化税制(法人住民税及び事業税)(平成29年度)	-	-	-	1	<p>経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。</p> <p>(注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型] 生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型] 収益力強化設備(投資収益率が年平均5%以上) [C類型] デジタル化設備(可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当) [D類型] 経営資源集約化に資する設備(修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上)</p>		
政策の予算額・執行額 (※3)		8,158百万円 (7,135百万円)	10,841百万円 (9,647百万円)	4,218百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						成長戦略	令和元年 6月21日 (令和2年7月 17日改訂) (令和3年6月 18日改訂)	成長戦略実行計画 成長戦略フォローアップ (別添)成長戦略フォローアップ 工程表
						デジタル社会の実現に向けた重点計画	平成29年 5月30日 (30年6月15日 改訂) (令和元年6月 14日改訂) (令和2年7月 17日改訂) (令和3年6月 18日改訂)	第1部 我が国が目指すデジタル社会と推進体制 第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 第3部 施策集 参考資料 別表

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

※6 復興庁 令和3年度行政事業レビュー(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html>)を参照